長野地方労働審議会

長野県電気機械器具製造業最低工賃専門部会

運　営　規　程　（案）

第１条　長野地方労働審議会長野県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成１２年政令第２５２号）第１５６条の２、地方労働審議会令（平成１３年政令第３２０号）及び長野地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、長野地方労働審議会長（以下「会長」という。）の指名した各３人とする。

第３条　最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、会長に報告しなければならない。

第４条　この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附則　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。